

産業廃棄物税制度の概要

1 産業廃棄物税制度の検討

- 愛知県では、産業廃棄物の発生の抑制、再使用及び再生利用（3R）の促進、最終処分場の設置の促進その他適正な処理の推進を図り、循環型社会の実現に資することを目的として「愛知県産業廃棄物税条例」（以下、「条例」という。）を制定し、平成18年4月から施行している。
- この条例では、施行後5年を目途に条例の施行状況を勘案し、条例の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、必要な措置を講ずるものとしてされていることから、産業廃棄物税の今後のあり方や有効な用途について検討するため、「愛知県産業廃棄物税検討会議」を平成21年11月に設置し、平成22年度にかけて検討、また、直近では平成26年度から平成27年度にかけて検討した結果、いずれも現行の税制度は、その枠組みを変えることなく引き続き施行していくことが適当であると報告された。
- この報告を踏まえて平成27年12月に条例を改正し、改正条例施行（平成28年4月1日）後5年を目途として、条例の施行状況を勘案し、条例の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、必要な措置を講ずることとしたところである。
- このため、前回同様、「愛知県産業廃棄物税検討会議」を開催し、令和3年4月1日以降の産業廃棄物税の今後のあり方について検討を行う。

2 産業廃棄物税制度

(1) 概要

平成18年4月に愛知県産業廃棄物税条例及び産業廃棄物適正処理基金条例を施行し、産業廃棄物税を基金に積み立て、産業廃棄物の発生の抑制、再使用及び再生利用（3R）の促進、最終処分場の設置の促進、適正処理に関する施策に充当。

(2) 納税者

愛知県内の最終処分場に産業廃棄物を搬入する排出事業者又は中間処理業者

(3) 税率

最終処分場に搬入された産業廃棄物の重量1トンにつき1,000円
(自ら設置する最終処分場へ搬入する場合は、1トンにつき500円)

(4) 課税方式

最終処分業者（特別徴収義務者）が排出事業者又は中間処理業者から税を預かり、県へ申告納入（自ら設置する最終処分場へ搬入する場合は、県へ直接申告納付）

(5) 産業廃棄物適正処理基金

使途の透明性を確保するとともに、複数年度にわたる計画的・効果的な施策実施のため、税収から徴税费（7%）を除いた額を「産業廃棄物適正処理基金」として積み立てたうえ、この基金から事業に充当している。

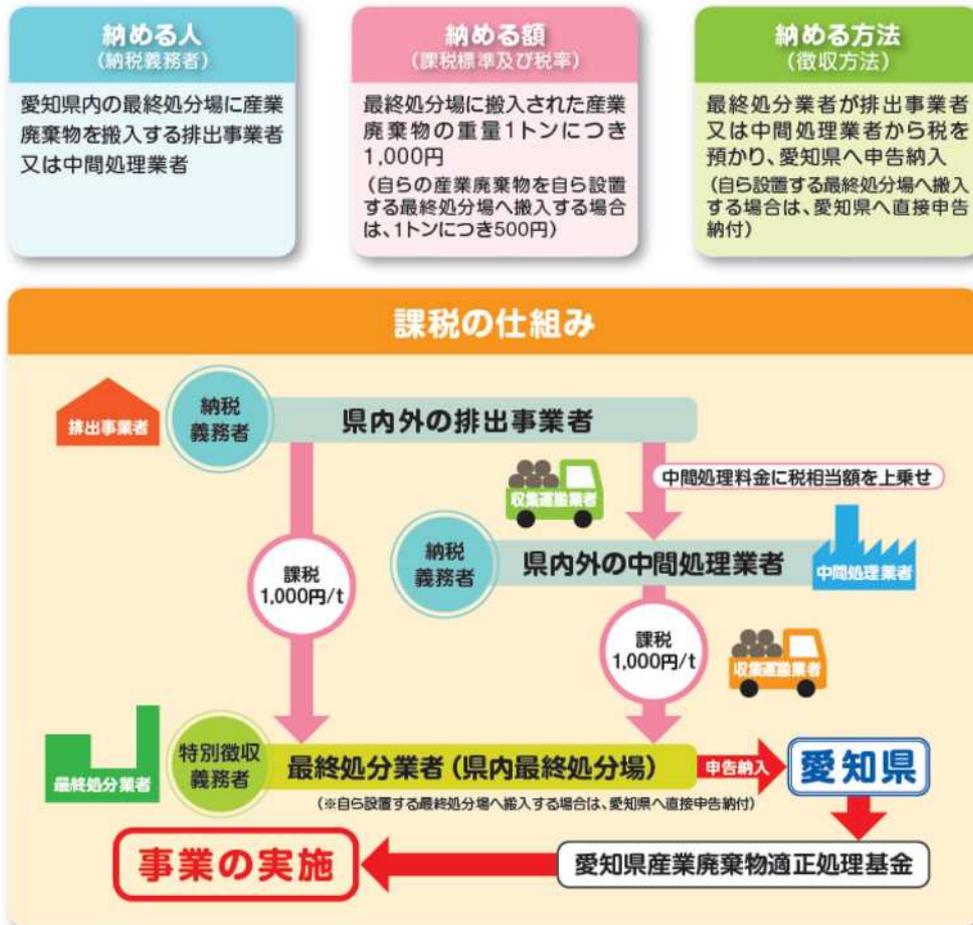


図 課税のしくみ

- 2 産業廃棄物の処理状況等
資料4参照
- 3 産業廃棄物税及び税充当事業等の概要
資料5参照
- 4 検討スケジュール

検討スケジュール（案）

会議開催	内容
第1回 (R1.9.2)	現状説明、検討課題の提案、アンケート調査内容の検討
第2回 (R1.12月)	検討課題の整理、アンケート調査結果の説明
第3回 (R1.2月)	課題検討
第4回 (R2.5月)	検討会議報告書（産業廃棄物税の今後のあり方）素案の検討
第5回 (R2.8月)	検討会議報告書（産業廃棄物税の今後のあり方）取りまとめ

5 参考

○全国の産業廃棄物税の状況

産業廃棄物税は、28 道府県市で導入されている（別紙参照）。

このうち、27 道府県は税制度を5年ごとに見直すこととなっており、現在も16 道府県では2回目の見直しを、9 県においては3回目の見直しを行い、税制度を継続している。

税率は、全ての道府県市で1,000 円/tとなっている。

このうち、21 道府県市においては他社設置の最終処分場への搬入、自社最終処分場への搬入を問わず、一律1,000 円としているが、本県を含め3 県においては、自社最終処分場への搬入を500 円/tと軽減、1 県においては750 円/tと軽減、また3 県においては免税とするといった差異を設けているところがある。

また、その他の特徴として焼却施設への搬入に対し6 県が課税を行っている。

税の用途は、3 Rの促進が28 道府県市で、最終処分場の設置の促進が15 道府県市、適正処理の推進が26 道府県市となっている。

産業廃棄物を導入している他道府県市の状況

別紙

No.	自治体名	税の名称	導入年月日	見直しの状況(時期)	税率		課税方式 (※1)	税の用途 (※2)				
					税率	その他		①	②	③	④	
1	北海道	循環資源利用促進税	H18.10.1	H23年度、H28年度	1,000円/t		②	①	③			
2	青森県	青森県産業廃棄物税	H16.1.1	H20年度、H25年度、 H30年度	1,000円/t		②	①	③	④		
3	岩手県	岩手県産業廃棄物税	H16.1.1	H20年度、H25年度、 H30年度	1,000円/t		②	①	②	③		
4	宮城県	産業廃棄物税	H17.4.1	H21年度、H26年度	1,000円/t		②	①	③	④		
5	秋田県	秋田県産業廃棄物税	H16.1.1	H20年度(※)	1,000円/t		②	①	②	③	④	
6	山形県	山形県産業廃棄物税	H18.10.1	H22年度、H27年度	1,000円/t		②	①	③	④		
7	福島県	産業廃棄物税	H18.4.1	H22年度、H27年度	1,000円/t	自社最終処分場への 搬入 重量を半分とみなす	②	①	②	③	④	
8	新潟県	新潟県産業廃棄物税	H16.4.1	H21年度(※)	1,000円/t		②	①	②	③		
9	愛知県	愛知県産業廃棄物税	H18.4.1	H22年度、H27年度	1,000円/t	自社最終処分場への 搬入 500円/t	②	①	②	③		
10	三重県	三重県産業廃棄物税	H14.4.1	H18年度、H23年度、 H28年度	1,000円/t		①	①	②	③		
11	滋賀県	産業廃棄物税	H16.1.1	H20年度、H25年度、 H30年度	1,000円/t		①	①	②	③	④	
12	京都府	京都府産業廃棄物税	H17.4.1	H22年度、H27年度	1,000円/t		②	①	②	④		
13	奈良県	奈良県産業廃棄物税	H16.4.1	H21年度、H25年度、 H30年度	1,000円/t		②	①	③	④		
14	鳥取県	鳥取県産業廃棄物処分場税	H15.4.1	H17年度、H19年度、 H24年度、H29年度	1,000円/t	自社最終処分場への 搬入 免税	②	①				
15	島根県	島根県産業廃棄物減量税	H17.4.1	H21年度、H26年度	1,000円/t		②	①	②	③	④	
16	岡山県	岡山県産業廃棄物処理税	H15.4.1	H19年度、H24年度、 H29年度	1,000円/t		②	①	③	④		
17	広島県	産業廃棄物埋立税	H15.4.1	H19年度、H24年度、 H29年度	1,000円/t	自社最終処分場への 搬入 免税	②	①	②	③	④	
18	山口県	山口県産業廃棄物税	H16.4.1	H20年度、H25年度、 H30年度	1,000円/t	自社最終処分場への 搬入 免税	②	①	②	③	④	
19	愛媛県	資源循環促進税	H19.4.1	H24年度、H29年度	1,000円/t	自社最終処分場への 搬入 500円/t(設置費用 負担750円/t)	②	①	③	④		
20	福岡県	福岡県産業廃棄物税	H17.4.1	H21年度、H26年度	1,000円/t	焼却施設への搬入 800円/t	③	①	③	④		
21	佐賀県	佐賀県産業廃棄物税	H17.4.1	H21年度、H26年度	1,000円/t	焼却施設への搬入 800円/t	③	①	③	④		
22	長崎県	長崎県産業廃棄物税	H17.4.1	H21年度、H26年度	1,000円/t	焼却施設への搬入 800円/t	③	①	③			
23	熊本県	熊本県産業廃棄物税	H17.4.1	H21年度、H26年度	1,000円/t		②	①	②	③	④	
24	大分県	大分県産業廃棄物税	H17.4.1	H21年度、H26年度	1,000円/t	焼却施設への搬入 800円/t	③	①	③	④		
25	宮崎県	宮崎県産業廃棄物税	H17.4.1	H22年度、H26年度	1,000円/t	焼却施設への搬入 800円/t	③	①	③	④		
26	鹿児島県	鹿児島県産業廃棄物税	H17.4.1	H21年度、H26年度	1,000円/t	焼却施設への搬入 800円/t	③	①	②	③	④	
27	沖縄県	沖縄県産業廃棄物税	H18.4.1	H23年度、H27年度	1,000円/t	自社最終処分場(管理 型)への搬入 1/4控除	②	①	②	③		
28	北九州市	北九州市環境未来税	H15.10.1	行っていない	1,000円/t			④	①	②	③	④

(※1)課税方式の①～③の区分は、表-1による。

(※2)税の用途の①～④の区分は、表-2による。

表-1 課税方式

区分	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法
①	中間処理施設 又は最終処分 場への産業廃 棄物の搬入	①最終処分場への 搬入:当該産業廃 棄物の重量 ②中間処理施設へ の搬入:当該産業 廃棄物の重量に処 理計数を乗じて得 た重量	中間処理施設又 は最終処分場へ 搬入される産業廃 棄物の排出事業 者	排出事業者申告 納付
②	最終処分場へ の産業廃棄物 の搬入	最終処分場へ搬入 される産業廃棄物 の重量	最終処分場へ搬 入される産業廃棄 物の排出事業者 及び中間処理業 者	最終処分業者特 別徴収
③	焼却施設及び 最終処分場へ の産業廃棄物 の搬入	焼却施設及び最終 処分場へ搬入され る産業廃棄物の重 量	焼却施設及び最 終処分場へ搬入 される産業廃棄物 の排出事業者及 び中間処理業者	焼却処理・最終 処分業者特別徴 収
④	最終処分場へ の産業廃棄物 の埋立	最終処分場で処分 する産業廃棄物の 重量	産業廃棄物の最 終処分業者及び 自家処分事業者	産業廃棄物の最 終処分業者及び 自家処分事業者 申告納付

表-2 税の用途

区分	用途の内容
①	産業廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用の促進
②	産業廃棄物の最終処分場の設置の促進
③	産業廃棄物の適正処理の推進
④	その他

(その他)・・・環境を担う人材の育成と交流、市町村の環境行政支援、環境負荷軽減につながる施設・設備整備に係る融資制度、処理業者が設置する計量器整備への助成、啓発活動の支援(廃棄物に関する意識啓発や環境教育・学習の推進)、廃棄物コーディネーター事業(排出事業者や処理業者を個別訪問し、実情に応じた助言、情報提供)、産廃許可審査体制強化事業(産廃処理施設の設置許可及び産廃処理業の許可に際し、専門的知識を有する者から意見等を聴取し、許可の判断の参考とする。)等。

※ 施行後の1回目の検討で存続を決定し、それ以降は内部で適宜用途を検討していくため、

2 19 6 1 28 15 26 20

2回目以降の定期的な検討を予定していない。